



藤垣法律事務所によるSDGsの取り組み



持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。藤垣法律事務所は、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」に賛同し、SDGsの達成に向けた取り組みを行ってまいります。

【主な取り組み】

- ジェンダー平等のため、女性や育児中の方を積極的に採用
- 節水の実施
- 省エネルギーに配慮した設備の利用
- PDFファイルの活用によるペーパーレス化
- 公共交通機関の利用推進
- マイカップ等の利用によるプラスチックごみの削減
- 公正な社会に向けたリーガルサービスの提供

2030年SDGsのゴールに向けて

持続可能な社会の実現は、物心ともになされる必要があるものと考えております。藤垣法律事務所では、法律の専門家としての知見を活用しながら、エネルギーや環境の保護といった物的側面とともに、平等や公正、平和といった心理的な側面に対する取り組みも重点的に推進することで、すべての人が未来への夢や希望を抱くことのできる社会が実現することを心より願います。



企業・団体名：藤垣法律事務所
 住所：さいたま市大宮区桜木町1-195-1 大宮ソラミチKOZ4階
 エキスパートオフィス大宮
 電話番号：050-8889-5335
 主要業務：弁護士業
 ホームページURL：<https://www.fujigakilaw.com/>